

## 特定非営利活動法人石西防災研究所事務局規程

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人石西防災研究所（以下「当団体」という。）定款第20条の規定に基づき、当団体の事務処理の基準その他事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、当団体事務局の適正な運営を図ることを目的とする。

### (事務局)

第2条 当団体に事務局を設置する。

### (職員等)

第3条 事務局には次に掲げる職員を配置する。

- 1) 事務局長
- 2) 担当職員

2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員を配置することができる。

### (職員の職務)

第4条 当団体の職員の職務は次のとおりとする。

- 1) 事務局長は、理事長の命を受けて事務局の事務を統括する。
- 2) 担当職員は事務局長の命を受けて事務局の事務を行う。

### (職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は理事長が行う。

2. 職員の職務は理事長及び事務局長が指定する。

### (事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書により起案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし重要な事務は理事長もしくは担当理事、理事会の決裁を経なければならない。

### (代理決裁)

第7条 理事長、担当理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、その決裁権者があらかじめ指定する者が決裁をすることができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

### (規定外の対応)

第8条 本規定以外の事務局に関する事項のうち、文書に関する事項については、別途「文書管理規定」に定める。

### (細則)

第9条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

### (改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規定は令和 6 年 5 月 3 1 日から施行する。